

第 1 3 回 四万十町自治基本条例検討委員会

1 開催日時

日時：平成 2 2 年 1 月 1 8 日（月）午後 1 8 時 3 0 分～ 2 0 時 2 0 分

2 開催場所

四万十町十和開発センター

3 出席者（敬称略）

・委員：山本 桓、川村 英子、山脇 峯一、宮脇 晴信
林 長生、奥宮 正洋、船村 覚、佐藤 恵司
宮脇 昌子、長谷部 恵美 1 0 名出席

・事務局：企画課 武内課長 吉岡総括主幹、岡崎主任

・傍聴人 0 名

4 議事

（1）副委員長の選任について

（2）今後のスケジュールについて

（3）名称、前文、総則（基本的な事項）について

5 会議結果（要旨）

■連絡事項

前回協議した「議会に関する事項」については、議会運営委員会が第 12 回検討委員会以降に開催されていないため、提案は出来ていない状況である。

■副委員長の選任について

四万十町自治基本条例検討員会設置要綱第 5 条の規定に基づき、欠員となった副委員長を互選する。

委員長より選任の方法について諮ったところ、「推薦による」との意見が出され、承認される。

【協議結果】

・副委員長の適任者として山脇 峯一氏が推薦され、委員賛同のもと本人の承諾を得て、副委員長に選任する。

■今後のスケジュールについて

新たな年を迎え、今後のスケジュールについて検討を行なう。

「事務局」説明

【1月～3月】

具体的な条文による叩き台（検討などを加えて、よりよい案を得るための原案）を作成する。

【4月～5月】 叩き台を基に検討を加える。

【6月】

第2回の区長会が開催されるにで、検討内容の経過、検討事項の概要を区長に説明する。また、住民の意見を聞く会を開催について周知を依頼する。

住民の意見を聞く会の開催（前回と同じ11箇所を想定）

【7月～8月】

各地区での意見交換を踏まえ、検討委員会案を見直し、素案を作成する。

【9月】 町長への条例原案を提出する。

【9月～11月】

議会提案の議案の作成作業 → 議案素案と検討委員会案の相違部分については、検討委員会に説明。意見公募の手続

【12月】 定例議会に提案

- ・住民の意見を聞く会は、前回に行なったときには参加者が少なかった。このことが気掛かりである。6月の実施の時は、たくさんの方の参加が得られるよう配慮する必要がある。
- ・区長が一堂に集まる区長大会が計画されているが、その時にも意見を聞くようにしたら良い。
- ・住民の意見を聞く会の開催には、先ずは区長の理解を求め、区長から地域への周知を経て、多くの参加を得る。地域の盛り上がりが不可欠と考える。
- ・区長会での経過報告や呼び掛けは、事務局が対応するのか、委員長、副委員長が行なうか。

「事務局」

委員長、副委員長には負担を掛けることになるだろうが、委員長、副委員長にお願いできないだろうか。諸事情で出席できない場合は、事務局が対応する。

区長会に出席させてもらえるようなら、私の方から区長にお願いをする。

意見を聞く会への参加を呼び掛ける時点では、全体を通した叩き台が出来上がっていますので、事前に住民に周知しておけば、多様な意見が集約できると考える。

委員の方には苦勞を掛けると思うが、重要な取り組みなので、よろしくお願いしたい。

- ・委員長より区長に対しては十分な説明がされ、理解されると思うが、区長から地域の住民に説明する際に、区長が説明しやすいようにするために、分かりやすい資料の作成を事務局にお願いする。

「結論」

進捗状況に応じては変更の必要性も生じるが、このスケジュールで取り組むこととする。

区長会には、委員長、副会長が出席する。

■ 名称、前文、総則（基本的な事項）について

新たな名称の提案は無いか。

新たな提案は無く、前回の案を検討し、名称を決定する。

町を付けないところもあるようなので、町を除いた名称ではどうか。

- ・四万十まちづくり基本条例
- ・清流四万十まちづくり基本条例

四万十市もあるので、特定するために町は付すべき。

- ・四万十町まちづくり基本条例
- ・四万十町ゆめまちづくり基本条例
- ・四万十町自治基本条例

「事務局」

本町で条例の名称を付けるルールとして、四万十町○○○条例といったように、四万十町を付けている。

「協議結果」

やわらかい表現が選択され、名称は「四万十町まちづくり基本条例」に決定する。

「住民のための町」に関する資料が事務局より出されている。この内容については、次回の会で修正、補強等の検討を行なうこととする。

既に、個別条例として、情報公開、行政評価、意見公募手続などが制定されているので、この条例が継続・機能されていくようにすること。財政についても重要であり、行政組織の機構の在り方や「住民投票」規定（本町独自の取り扱い）の有無などについても考えていかなければならない。

「事務局」

住民投票については、意見公募手続により意見を示す機会を保障するとともに、地方自治法に規定される直接請求権があるため検討資料には載せていない。検討委員会で必要と判断されれば、条文が加わることになるう。

【地方自治法】直接請求

地方自治法では住民に対し、この法に定められている数の有権者の連署をもって、その代表者から請求することができるよう規定されている。

長（町長）に対する条例の制定又は改廃

監査委員に対する事務の執行に関する監査

選挙管理委員会に対する議会の解散、議員・長（町長）・副市町村長の解職

自治のなかで執行機関は、広い権限を持っており、独裁的にならないよう住民が規制をかける必要がある。

地方自治法の規定による直接請求には、住民の大きな動き（騒動）を要する。また、4年間の期間を待ち選挙により決する方法もあるが、日常的に住民が参加し、意見が反映されるとともに、執行機関を監視できる状況をこの条例でつくる必要がある。

次回の会では、いろいろと意見を出してもらいたい。

- ・住民の権利、義務、そして区長組織など住民に関する規定はどうなるのか。例えば、それぞれの位置付けや役割、そして、住民が参画し、その意見が反映される仕組みなど。

行政基本条例を策定する考えは無いのか。

「事務局」

今検討されている自治基本条例が住民、議会、執行機関（町）に関する事項を規定する総合的な条例として策定を進めているため、行政運営に

関する事項のみを規定する行政基本条例の策定は考えていない。

- ・ 1 章、2 章の資料は配布してもらっているが、3 章以降の資料はどうなるのか。

「事務局」

1 章総則（基本的な事項）、2 章 まちづくりの基本理念については、この条例の基礎となるところで、まず、この部分を検討していただきたい。

先に、話のあった 3 章の住民に係る規定についても、この章に基づくことになると思う。

- ・ 資料作成に時間を要することは理解できるが、円滑な協議のために事前に資料の送付はできないか。

「事務局」

検討資料については、例えば、1 4 回協議のための資料を 1 3 回の会議時に配布する。このような形で対応するので了承願いたい。

提出された資料を各自読んで、次回の検討で論議できるようにしておいていただきたい。

■ その他

意見公募手続条例についての意見書がどの様に取り扱になったか。

事務局より説明。

第 2 条についての意見は、条例本文に明記。

第 8 条、第 1 0 条及び 1 1 条についての意見は、規則に明記する。

具体的に条例に明記することによって、長等に義務を課することになる。単なる解釈のなかでは長等の裁量に委ねられることから意見書を提出した。

規則については、町長の裁量によるものなので、義務として課するために条例に明記する必要があった。規則で定めるのであれば「必要とされる条項については、規則で定める。」と明記し、議案資料として規則を添付して議決を受けなければならないと考える。

「事務局」

条例を具体的に進めるために規則を定めるのだが、条例でもまだまだ解釈できにくい部分もある。例えば、公聴会を開催する判断の基準、公募委員の枠、公表する資料を提示場所、意見に対してどの様に公表していくかなどを具体的に示すとともに、規則ではあるが、この検討委員会で出された意見を反映するようにしている。

提案後、意見を陳べる機会も与えられず、意見を出した者に対する結果説明も不十分であるなど、この様な対応では意見を提出したものの、次からは意見を出さなくなってしまう。
住民監視のもと、きちっとした対応が取れるよう規定する必要があった。

■ 次回会議の日程調整

第 1 4 回検討委員会

平成 2 2 年 2 月 5 日（金）

時間は、午後 6 時 3 0 分～午後 8 時 3 0 分

場所は、四万十町役場

第 1 5 回検討委員会

平成 2 2 年 2 月 2 3 日（火）

時間は、午後 6 時 3 0 分～午後 8 時 3 0 分

場所は、大正総合支所 大会議室